

カルテ開示について



診療情報の提供とは

「診療情報の提供」とは、診療の過程で得られた、患者さんの身体状況、病状、治療等の情報を提供することをいいます。

提供には、「診療内容の説明」と「診療録等（いわゆるカルテ等）の開示」の2通りがあります。愛媛十全医療学院附属病院では、まず診療中に口頭による説明や説明文書の交付により、診療内容についての丁寧な説明を行うことを原則としていますが、診療中の説明以外にも、患者さんご本人の申請により、診療録等の開示を行っております。

ただし、診療録等の開示につきましては、患者さんの大切な「個人情報」を扱うという観点から、当院内における審査にて開示の決定をおこなうこととしておりますので、ご理解をお願いします。

診療内容の説明

当院では、診療中の患者さんご本人に対して、以下に掲げる事項等について丁寧に説明することを心がけています。

- 1) 現在の症状及び診断病名
- 2) 予後
- 3) 処置及び治療の方針
- 4) 処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用の情報
- 5) 代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失
- 6) 手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無
- 7) 治療目的以外に、臨床試験や研究などの他の目的も有する場合は、その旨及び目的の内容

※患者さんご本人が未成年等で判断能力が無い場合には、診療中の診療情報の提供は親権者等に対して行います。

診療録等の開示

○ 診療録等の開示を求めることができる対象者

- 1) 意思能力を持つ成年の患者。
- 2) 意思能力を失った成年の患者の後見人、後見人がない場合で配偶者がある場合は配偶者、後見人も配偶者もない場合は配偶者に準ずる者、直系の尊属又は兄弟姉妹。
- 3) 未成人の患者で意思能力がない場合は、その法定代理人。

4) 未成年の患者で意思能力がある場合は、患者本人及びその法定代理人、この場合において、患者本人が請求しようとする場合は、法定代理人の同意を、法定代理人が請求しようとする場合は、患者本人の同意を得て、連名で請求するものとする。ただし、患者本人又はその法定代理人が単独で請求する場合にあっては、同意が得られない理由を明らかにして請求しなければならない。

5) 患者が死亡した場合は、患者の配偶者、子、父母及びこれ準する者（これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む）とする。

※診療情報は患者さんご本人の「個人情報」となりますので、プライバシー保護の観点から、ご家族やご親族であっても患者さんご本人の指名のない方、その他、ご友人、勤務先の方、保険会社の方等は診療情報提供の対象者となっておりません。

※第三者から得た情報（他院からの紹介状等）の提供につきましては、当該第三者の了解が条件となりますので、ご了承ください。

○ 診療録等の開示申請の方法

(1) 診療録等の開示申請をされる場合は、病院所定の診療情報開示申請書に必要事項を記入の上、窓口で申請をお願いします。なお、開示に併せて口頭による説明や説明文書の交付を求めるこどもできます。

(2) 患者さんのプライバシー保護を重視するため、申請に際しては「患者さんご本人であることを確認できる証明書（運転免許証等）」「患者さんとの関係がわかる証明書（保険証、戸籍謄本等）」をご持参いただきますようお願いします。又、患者さん本人でない場合の申請については、委任状を依頼する場合があります。

※開示対象者であるとの確認ができない場合や不明確な場合には開示はできません。

(3) 開示の可否につきましては、原則として診療情報開示申請書を受理した日から 14 日以内に回答書もしくは口頭により通知することとしていますが、やむを得ない理由により、期限を超える場合には、その旨通知させていただきます。

【開示手数料等】

開示請求手数料（1 件につき）1,000 円

カルテ謄写代（カルテのコピー、印刷） 1 枚につき 50 円

画像 CD-R 1 枚につき 500 円

医師の口頭説明 60 分まで 5,000 円（超過 30 分につき+4,000 円）